

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和4年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 128,100 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,739,061 千円

（単位：千円）

区分		令和4年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	348,924	248,429	46,500	53,995	69,135
	高齢者福祉	83,534	8,122	29,035	46,377	
	児童福祉	794,811	416,230	86,875	291,706	
	母子福祉	57,014	12,047	20,103	24,864	
	（小計）	1,284,283	684,828	182,513	416,942	
社会保険	国民健康保険事業	77,633	36,151	0	41,482	48,818
	介護保険事業	132,927	0	0	132,927	
	後期高齢者医療事業	145,280	25,274	0	120,006	
	（小計）	355,840	61,425	0	294,415	
保健衛生	疾病予防	58,595	5,704	24,411	28,480	10,147
	母子保健	13,744	3,518	3,549	6,677	
	医療	26,599	561	0	26,038	
	（小計）	98,938	9,783	27,960	61,195	
合計		1,739,061	756,036	210,473	772,552	128,100

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和4年度予算額（223,000千円）の内数としています。

※ 各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。